

○皇學館大学教務規程

第1章 所属年次及び在学セメスター

（所属年次）

第1条 年次は、原則として入学年度を「1年次」とし、以後「2年次」、「3年次」及び「4年次」とする。

（在学セメスター）

第2条 在学セメスターは、在学の期間を示すもので、在学する学期ごとにセメスター1からセメスター8までとする。

第2章 卒業及び進級

（卒業）

第3条 卒業には、8セメスター以上在学しなければならない。

（留年生の卒業）

第4条 4年次留年生で次の各号の一に該当する者は、本人の申請により春学期修了をもって卒業を認める。

- (1) 休学等により修業年限不足の者が、春学期修了時で8セメスターの在学期間を満たした場合。
- (2) 卒業要件の単位のうち、春学期開講科目の単位を未修了の者が、当該単位を修得した場合。
- (3) 卒業要件の単位のうち、卒業論文又は卒業研究を未修了の者が、指定された期日に提出し、最終審査を合格した場合。

（進級）

第5条 2年次において3年次進級要件を満たすことができなかった者は、2年次に留める。ただし、進級要件に必要とする修得単位数の不足が6単位以下の者、又は必要とする修得単位を修得したが、「初年次ゼミ」が未修得の者は、3年次への仮進級を認めることがある。

（留年）

第6条 4年次において卒業要件を満たすことができなかった者は、4年次に留める。

（卒業及び進級の要件）

第7条 卒業及び進級の要件は、「皇學館大学授業科目履修規程」に定める。

第3章 休学・復学

（休学）

第8条 病気又はやむを得ない事由により、1か月以上授業に出席できない者について、願い出により休学を許可することがある。

- 2 前項の規定にかかわらず卒業要件単位の不足による4年次留年生及び進級要件単位不足による2年次留年生については、それぞれの要件科目の開講されないセメスターの休学を許可することがある。
- 3 休学期間は、原則として願い出の日より学期末又は学年末までとする。ただし、特別の事由がある場合は、休学期間の更新を認めることがある。

（復学）

第9条 休学者が復学を希望するときは、所定の様式による復学願に保証人署名のうえ、休学の事由が解消したことを証明する書類を添えて提出し、許可を受けなければならない。

- 2 復学願の提出については、春学期復学希望の場合は3月25日までに、秋学期復学希望の場合は9月24日までに行わなければならない。

（復学の許可）

第10条 復学の許可は、春学期については4月1日付で、及び秋学期については10月1日付で行うもの

とする。

- 2 2セメスター以上にわたり休学した者が、復学を許可されたとき所属すべき学年は、休学を許可されたときの学年とする。
- 3 秋学期の休学のみで、翌春学期から復学を許可された者は、所定の進級学年に所属することができる。ただし、所定の進級学年が3年次である場合、進級要件を満たしていなければ、2年次に留める。

第4章 編入学・転入学・学士入学・転学部・転科

（編入学）

第11条 編入学については、教育上支障がないと認めた場合に限り、皇學館大学学則（以下「学則」という。）第39条及び「皇學館大学編入学規程」の定めるところにより、編入学試験を実施し、合格者に入学を許可する。

（転入学）

第12条 転入学については、教育上支障がないと認めた場合に限り、学則第40条及び「皇學館大学転入学規程」の定めるところにより、転入学試験を実施し、合格者に入学を許可する。

（学士入学）

第12条の2 学士入学については、教育上支障がないと認めた場合に限り、学則第40条の2及び「皇學館大学学士入学規程」の定めるところにより、学士入学試験を実施し、合格者に入学を許可する。

（転学部）

第13条 学則第44条に規定する転学部については、他学部へ転学部を希望する者は、2年次及び3年次の当初に限り、次の手続きを以て行う。

- (1) 転学部は、全学教授会が各学科の5月1日現在の1年次及び2年次学生数に照らして教育上支障がない場合には認めることがある。
- (2) 転学部を希望する者は、1年次及び2年次の11月末日までに「転学部願」に別に定める審査料を添えて、学生支援部に出願するものとする。
- (3) 転学部試験は、筆記及び口頭などによって行い、判定は、全学教授会において行う。

（転科）

第14条 学則第44条に規定する転科については、2年次及び3年次の当初に限り、次の手続きを以て行う。

- (1) 転科は、全学教授会が各学科5月1日現在の1年次及び2年次学生数に照らして教育上支障がない場合には認めることがある。
- (2) 転科を希望する者は、11月末日までに「転科願」に別に定める審査料を添えて、学生支援部に出願するものとする。
- (3) 転科試験は、筆記及び口頭などによって行い、判定は、全学教授会において行う。

第5章 転学・退学・再入学・復籍

（転学）

第15条 他の大学に転学しようとする者は、所定の様式による転学願を保証人署名のうえ提出し、許可を受けなければならない。

（退学）

第16条 病気その他の事由により退学しようとする者は、所定の様式による退学願を保証人署名のうえ提出し、許可を受けなければならない。

（退学勧告）

第17条 正当な理由がなく、セメスター6までの各セメスターにおいて、修得単位が8単位未満かつ通算GPAが1.0未満の者については、退学を勧告する場合がある。

（再入学・復籍）

第18条 学則第38条に定める再入学試験又は復籍試験実施の有無は、11月現在の在籍数により決定する。
ただし、学費又は休学在籍料未納による場合を除き、除籍された者の復籍は認めない。

- 2 学則第38条の規定により再入学・復籍を希望する者は、退学又は除籍当時の同学科同年次(学年の最終日付での退学者又は除籍者が進級要件を満たしている場合は、進級後の年次)に再入学又は復籍の願い出をすることができる。
- 3 再入学を希望する者は、再入学する前年度2月末日までに「再入学願書」に別に定める検定料を添えて学生支援部に提出しなければならない。
- 4 復籍を希望する者は、復籍する前年度2月末日までに「復籍願書」に別に定める審査料を添えて学生支援部に提出しなければならない。
- 5 再入学又は復籍の審査は、筆記試験及び口頭試問などによる。
- 6 再入学又は復籍の許可は、全学教授会の議を経て学長が行う。

第6章 除 籍

（除 籍）

第19条 学則第46条の各号に定める除籍の日は、次のとおりとする。

- (1) 8年の在学期間を超えてなお卒業できない場合は、3月31日付とする。
- (2) 2年の休学期間を超えてなお就学できない場合は、休学期間の終了日とする。
- (3) 休学期間を終えて、復学又は休学更新の手続きをしない場合は、休学期間の終了日とする。
- (4) 学費又は休学在籍料の納入を怠り、督促を受けてもなお納入しない場合は、学費納入期間の終了日とする。

（在学の最終日付）

第20条 除籍された者の在学の最終日付は、前条に定める除籍の日とする。

第7章 規程の改廃

（規程の改廃）

第21条 この規程の改廃は、全学教授会が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定については、平成11年度以前の入学者には適用しない。
- 2 文学部教務規程（平成10年4月1日）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年11月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年7月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年2月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年12月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

2 本規程第5条の規定にかかわらず、平成22年度以前入学生は従前のとおりとする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

ただし、本規程第18条第4項の規定については、平成26年4月復籍者より適用する。

2 本規程第5条の規定にかかわらず、平成25年度以前入学生は従前のとおりとする。

3 社会福祉学部教務規程（平成10年4月1日）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成26年7月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

○皇學館大学授業科目履修規程

第1章 履 修

（履修登録）

第1条 皇學館大学学則（以下「学則」という。）第27条により授業科目を履修し修得するためには、各セメスター当初の学生支援部が指示する期間内に履修登録をしなければならない。

（履修の制限）

第2条 授業科目は、原則として「履修要項」に規定するセメスター配当に従って履修登録をしなければならない。

2 卒業に必要な授業科目については、各年度において合計48単位を超えて、履修登録をすることができない。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する学生については、上限を超えて履修登録をすることができる。

- (1) 所定の単位を別に定める優れた成績をもって修得した学生
- (2) 編入学生、転入学生及び学士入学生
- (3) その他、本学が教育上有益と認めた学生

（先修条件）

第2条の2 教育学部教育学科にあつては、履修上、初等教育コース、幼児教育コース、保健体育コース、数理教育コースの4つのコースを設ける。

2 各コースで取得できる教育職員免許状は、次の通りとする。

- (1) 初等教育コースにあつては、小学校教諭一種免許状とする。
- (2) 幼児教育コースにあつては、幼稚園教諭一種免許状、小学校教諭一種免許状とする。
- (3) 保健体育コースにあつては、小学校教諭一種免許状、中学校教諭一種免許状「保健体育」、高等学校教諭一種免許状「保健体育」とする。
- (4) 数理教育コースにあつては、小学校教諭一種免許状、中学校教諭一種免許状「数学」、「理科」、高等学校教諭一種免許状「数学」、「理科」とする。

3 各コースの教育職員免許状および保育士資格に関する必要な事項については、別に定める。

4 「教育研究演習Ⅰ」を履修するには、各コースで取得できる教育職員免許状に係わる教職課程科目のうち、別表に定める単位数を履修しなければならない。

第2章 成績評価

（成績評価）

第3条 当該授業科目の担当教員は、学則第29条の規定に基づいて行う。

2 授業科目の成績評価は、春学期末・秋学期末に行う。

3 通年の授業科目の成績評価については、原則として春学期末においても行うが、学年末の成績を最終評価とする。

（成績評価の段階）

第4条 学則第30条に規定する成績評価の段階の基準は、次のとおりとする。

秀	100点～90点
優	89点～80点
良	79点～70点
可	69点～60点
不可	59点以下（未修了）

（追試験）

第5条 やむを得ない事情によって本試験を受験できなかった者は、所属学部長に願い出て、許可を得たうえで、追試験を受けることができる。

2 追試験の詳細については、皇學館大学試験規程（以下「試験規程」という。）に定める。

（再試験）

第6条 4年次生に限り、評価が不可となった授業科目については、別に定める条件の下で願い出て、再試験を受けることができる。

2 再試験の詳細については、試験規程に定める。

（追・再試験の受験）

第7条 追試験・再試験は、1科目につき、それぞれ1回限りとする。

第3章 単位の認定

（単位の認定）

第8条 履修科目の単位の認定は、学則第29条及び第30条の規定に基づき、全学教授会が行う。

（成績通知）

第9条 成績は、每学期末の成績通知書により学生に通知する。ただし、成績は評価の段階で示し、評点は原則として示さない。

2 成績通知書の評価について、異議がある場合は、指定された成績通知書渡しの日から1週間以内に学生支援部に申し出るものとする。

第4章 卒業・進級要件

（卒業要件）

第10条 本学部を卒業するためには、8セメスター以上在学し、卒業要件として定められた授業科目及び単位数を修得しなければならない。

（進級要件）

第11条 3年次に進級するためには、2年次までに、「初年次ゼミ」の2単位を含め、卒業要件に定められた単位数の2分の1以上を修得しなければならない。

第5章 他学部・他学科授業科目の履修

（履修の許可）

第12条 他学部・他学科の授業科目は、次の条件の下で履修することができる。

- (1) 他学部の授業科目は、1年次より履修することができる。
- (2) 文学部にあっては、他学科又は教育学部及び現代日本社会学部の専門科目42単位まで卒業単位数に含めることができる。
- (3) 教育学部にあっては、文学部及び現代日本社会学部の専門科目24単位まで卒業単位数に含めることができる。
- (4) 現代日本社会学部にあっては、文学部及び教育学部の専門科目34単位まで卒業単位数に含めることができる。ただし、教職課程のうち教職に関する独自科目に該当するものについては、卒業単位数に含めることができない。

第6章 仮進級

（仮進級）

第13条 3年次進級要件に必要とする修得単位の不足が6単位以下の者、又は必要とする修得単位を

修得したが、「初年次ゼミ」が未修得の者は、2年次から3年次への仮進級を認めることがある。

- 2 仮進級をした3年次の1年間で進級要件に関わる1～4セメスター配当科目での不足単位を修得した者は、正式な進級を認定し、次の年度に4年次に進級させる。
- 3 仮進級した3年次の1年間で前項の不足単位を修得できなかった者は、3年次に留める。

第7章 規程の改廃

（規程の改廃）

第14条 この規程の改廃は、全学教授会が行う。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項、及び第10条の規定については、平成11年度以前の入学者には適用しない。

附 則

この規程は、平成13年5月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年7月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年2月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年7月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 本規程第11条及び第13条の規定にかかわらず、平成19年度以前入学生は従前のとおりとする。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 本規程第11条及び第13条の規定にかかわらず、平成19年度以前入学生は従前のとおりとする。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 本規程第11条及び第13条の規定にかかわらず、平成22年度以前入学生は従前のとおりとする。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 本規程第4条の規定にかかわらず、平成21年度以前入学生は従前のとおりとする。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 本規程第12条第1項第2号から4号、及び第13条の規定にかかわらず、平成25年度以前入学生は従前のとおりとする。
- 3 社会福祉学部授業科目履修規程（平成10年4月1日）、社会福祉学部介護福祉士資格取得に関する履修内規（平成18年4月1日）、社会福祉学部資格取得による単位認定に関する内規（平成20年4月1日）、社会福祉学部短期留学による単位認定に関する内規（平成20年4月1日）、社会福祉学部編入学生等の授業科目履修に関する取扱内規（平成12年4月1日）及び社会福祉学部障害者スポーツ

指導員（初級）資格取得に関する履修内規（平成21年4月1日）は、廃止する。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 本規程第12条の規定にかかわらず、平成30年度以前の入学生については、従前のとおりとする。
- 3 現代日本社会学部教職課程に関する履修内規（平成22年4月1日）は、廃止する。
- 4 前項にかかわらず、平成30年度以前の入学生については、従前のとおりとする。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 本規程第2条の2の規定にかかわらず、令和4年度以前の入学生については、従前のとおりとする。

附 則

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 本規程第2条の2の規定にかかわらず、令和6年度以前の入学生については、従前のとおりとする。

別表（第2条の2関係）

初等教育コース	科目区分		単位数
	共通科目		6
	学科専門科目	基礎 必修	8
		応用 理論・総論	4
		応用 内容理解	16
		応用 指導法	10
		演習 必修	2
	合計		46

幼児教育コース	科目区分		単位数
	共通科目		6
	学科専門科目	基礎 必修	8
		応用 理論・総論	4
		応用 内容理解	12
		応用 指導法	8
		展開 人文・社会	2
		展開 こども支援	4
		演習 必修	2
	合計		46

保健体育コース	科目区分		単位数
	共通科目		6
	学科専門科目	基礎 必修	8
		応用 理論・総論	2
		応用 内容理解	4
		応用 指導法	6
		展開 人文・社会	6
		展開 医学・健康	6
		展開 スポーツ	6
		演習 必修	2
	合計		46

数理教育コース	科目区分		単位数
	共通科目		6
	学科専門科目	基礎 必修	8
		応用 理論・総論	4
		応用 内容理解	4
		応用 指導法	4
		展開 数理・情報	18
		演習 必修	2
	合計		46

○皇學館大学試験規程

第1章 総 則

（目 的）

第1条 この規程は、皇學館大学学則第29条に規定する試験の取扱いについて定めることを目的とする。

（試験の種類）

第2条 試験の種類は、本試験、追試験及び再試験とする。

（試験の方法）

第3条 試験は、筆記試験、論文（レポート）試験、口述試験、実技試験、その他当該科目の担当者が指示する方法によって行うものとする。

（受験資格）

第4条 次の各号に掲げる要件を満たさないときは、受験資格を失うものとする。

- (1) 当該科目の履修登録をしていること。
- (2) 当該科目の授業に、3分の1以上欠席していないこと。
- (3) 所定の期間内に、学費を納入していること。
- (4) その他大学、担当者の求める諸条件を、満たしていること。

2 授業科目ごとの受験無資格者は、当該科目の担当者が口頭又は掲示により告知する。

（試験の発表）

第5条 本試験における試験の方法、時間割等は、当該科目の担当者より授業内において告知する。

2 追試験及び再試験における試験の方法、時間割等は、掲示によって告知する。

（試験時間）

第6条 試験時間は、原則として1科目60分とする。

2 当該科目の担当者の指示により、試験時間を指定することがある。

3 受験者に身体障害等の事情がある場合は、個別に配慮を行うことがある。

（受験心得）

第7条 試験にあたっては、次の各号に十分留意し、受験しなければならない。

- (1) 試験場における行為は、すべて監督者の指示に従うこと。監督者の指示に従わない者、又受験態度不良の者は、不正行為とみなし直ちに解答を中止させる。
- (2) 座席指定された科目の受験者は、指定された座席に着席すること。
- (3) 認められたもの以外の持ち込みは許さない。試験開始後、試験に不正利用できる可能性のあるものを所持すること、及び身近に置くことは認めない。
- (4) 試験中の物品の貸借を禁止する。
- (5) 教科書その他使用を認められない物品は、監督者の指示するところに置く。
- (6) 学生証は必ず机上の見やすい位置に置く。万一忘れたときは必ず学生支援部に願い出て仮学生証の発行を受けること。学生証あるいは仮学生証を持っていないときは受験できない。
- (7) 試験開始後30分以上遅刻したときは、受験できない。
- (8) 解答用紙等は、必ず氏名を明記して提出すること。無記名又は学生番号のないものは原則として無効となる。
- (9) 携帯電話は電源を切り、かばん等にしまうこと。

（不正行為）

第8条 試験において不正な行為を行った場合は、当該学期の全科目を無効とする。

第2章 本試験・追試験及び再試験

（本試験）

第9条 本試験は、当該科目の担当者が定めた時期に実施する。

（追試験）

第10条 追試験は、次の各号のやむを得ない事由により本試験を受験できなかった者について、実施することがある。

(1) 忌引（日数）

- a. 父母・配偶者・子の場合の5日
- b. 祖父母・兄弟姉妹の場合の3日
- c. その他3親等までの血族の場合の2日

ただし、上記の日数に往復に要する日数を加えることができる。

(2) 学校保健安全法第19条、同施行規則第19条に基づく感染症による出席停止

(3) 教育実習その他本学で認めた実習及び体験

ただし、実習等の日数に、往復に要する日数を加えることができる。

(4) 本学が認めた実習先での事前指導（打ち合わせも含む。）

(5) 交通機関のスト及び事故

(6) 課外活動のうち、全国大会参加

(7) 自己の責めによらない不慮の事故又は災害

(8) 障がい学生支援室による配慮

(9) 公的機関等からの派遣依頼に対し、本学がこれを認めたもの

(10) 傷 病

(11) 就職試験

(12) 課外活動のうち、全国大会以外の公式戦参加

(13) その他本学が特にやむを得ないと認めたもの

2 追試験の受験を希望する者は、当該科目の試験実施日を含む4日以内に、「追試験願」に次の各号の欠席事由を証明する書類を添付し、学生支援部に願い出なければならない。

- | | |
|--------------------|---------------------|
| (1) 前項第1号の場合 | 所定の忌引届（会葬礼状等を添付） |
| (2) 前項第2号及び第10号の場合 | 医師の診断書（実施当日を証明するもの） |
| (3) 前項第5号の場合 | 当該公共交通機関の遅延証明書 |
| (4) 前項第6号及び第12号の場合 | 学外活動許可願・参加者名簿 |
| (5) 前項第7号の場合 | 証明書 |
| (6) 前項第8号の場合 | 障がい学生支援室長承認の事由書 |
| (7) 前項第9号の場合 | 派遣依頼書 |
| (8) 前項第11号の場合 | 学生支援部就職担当課長承認の受験証明書 |
| (9) 前項第13号の場合 | 事由書 |

3 前項の願い出により、追試験受験の許可を得た者は、1科目につき別に定める受験料を納入しなければならない。ただし、第1項第1号から第9号に該当する場合は、受験料を免除する。

4 追試験の評点は、原則として得点の80%とする。ただし、第1項第1号から第9号に該当する追試験の場合は、この限りではない。

5 追試験に対する追試験は、行わない。

（再試験）

第11条 再試験は、4年次生に限り、本試験を受験し評価が不可であった者について、実施する場合がある。

- 2 再試験は、卒業に必要な単位のうち、1年間に16単位までとする。
- 3 再試験の受験を希望する者は、各科目の成績不可者発表日を含む4日以内に「再評価願」の手続きをしなければならない。
- 4 再試験受験の許可を得た者は、1科目につき別に定める受験料を納入しなければならない。
- 5 再試験の評価の段階は、「可」（60点）又は「不可」（59点以下）とする。
- 6 再試験に対して、追試験及び再試験は、行わない。

第3章 規程の改廃

（規程の改廃）

第12条 この規程の改廃は、皇學館大学教務委員会の議を経て全学教授会が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 文学部学生の公認欠席（公欠）に関する内規は、これを廃止する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉学部試験規程（平成10年4月1日）は、廃止する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

○文学部神職課程に関する履修内規

（目 的）

第1条 この内規は、神社本庁「階位検定及び授与に関する規程」（昭和31年6月27日規程第3号）及び「神職養成機関に関する規程」（昭和54年6月12日規程第1号）（以下「規程」という。）に基づき、皇學館大学文学部神道学科、国文学科及び国史学科における神職課程の履修について必要な事項を定める。

（取得階位の種類）

第2条 文学部神道学科、国文学科及び国史学科における神職課程（高等課程）（以下「高等課程」という。）並びに神道学科における神職課程（明階総合課程）（以下「明階総合課程」という。）において取得できる階位は、次の各号に定める階位とする。

- (1) 高等課程において取得できる階位は、神社本庁神職資格「明階」検定合格・正階（以下「正階」という。）とする。
- (2) 明階総合課程において取得できる階位は、神社本庁神職資格「明階」検定合格・明階（以下「明階」という。）とする。

（指定科目の履修）

第3条 神職資格を取得しようとする者は、規程に定める科目を修得しなければならない。

- 2 正階に関する科目は、別表のとおりとする。
- 3 明階に関する科目は、別に定める。

（編入学生等）

第4条 編入学生、転入学生及び転学部生（以下「編入学生等」という。）の履修については、当該編入学生等の単位修得状況等を勘案し、皇學館大学神職養成委員会（以下「委員会」という。）において検討のうえ、認めることがある。

- 2 科目等履修生の履修については、編入学生等に準じて取り扱うこととする。

（神務実習の履修条件）

第5条 神職資格を取得しようとする者は、神務実習（基礎実習）及び神務実習（指定実習Ⅰ）、神務実習（指定実習Ⅱ）、神務実習（指定実習Ⅲ）を履修し、修得しなければならない。ただし、神務実習（中央・神宮）の履修については、別に定める履修要件を満たした者を委員会の議を経て全学教授会が推薦するものとする。

- 2 神務実習（指定実習Ⅰ）・神務実習（指定実習Ⅱ）・神務実習（指定実習Ⅲ）の履修は、神務実習（基礎実習）を修得していなければならない。
- 3 神務実習（指定実習Ⅲ）の実習の履修は、前学期までのGPAが1.5以上でなければならない。
- 4 神務実習（指定実習Ⅱ）の履修は、前年度までのGPAが原則2.0以上で、祭式及び同行事作法ⅡA、祭式及び同行事作法ⅡBを修得済みもしくは履修中でなければならない。但し、神社界への奉職意志が堅固で、3年次未履修者のうち、当該年度のGPAが原則1.5以上あり、卒業時に神職資格取得見込の者については、試験を実施したうえで、委員会での審議を経て履修を認める場合がある。
- 5 委員会で神務実習の履修が不適切と判断した場合は、神務実習の履修を認めないことがある。
- 6 各実習の事前指導及び事前並びに事後の研修において、正当な理由なく無断で欠席した者は、放棄したものとみなし、その実習は中止するものとする。
- 7 委員会で実習中であっても、実習を行うことが不適切と判断した場合は、実習を中止することがある。

（実習費）

第6条 神務実習を履修する者は、定められた期間内に、別に定める実習費を納入しなければならない。

（明階総合課程履修受講資格）

第7条 神職課程を履修する神道学科の4年生で、次の要件を満たす者について、委員会において検討のうえ、明階総合課程の受講を認める。

- (1) 卒業後、神社に奉職する意志堅固な者
- (2) 4年次で卒業見込みの者
- (3) 3年次末での高等課程の必修科目をすべて修得し、その成績が優良な者
- (4) 高等課程の6セメスターまでの配当神務実習をすべて修了し、その実習の優良な者
- (5) 祭式及び同行事作法ⅠA、祭式及び同行事作法ⅠB、祭式及び同行事作法ⅡA、祭式及び同行事作法ⅡBを修得し、その成績が良以上の者

（内規の改廃）

第8条 この内規の改廃は、全学教授会が行う。

附 則

- 1 この内規は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 本内規第5条の規定にかかわらず、平成31年度以前の入学生については、従前のとおりとする。

附 則

この内規は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 本内規第3条及び第5条の規定にかかわらず、令和4年度以前の入学生については、従前のとおりとする。

附 則

この内規は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条第2項関係） 神職課程（高等課程）正階に関する科目

神職養成機関に関する規程に定める科目区分等	最低修得単位数	授 業 科 目	単 位		備 考
			必修	選択	
神道概論	4	神 道 概 論 Ⅰ	2		
		神 道 概 論 Ⅱ	2		
神道史に関する講義又は演習	4	神 道 史 Ⅰ	2		
		神 道 史 Ⅱ	2		
神道神学に関する講義又は演習	4	神 道 神 学 Ⅰ	2		
		神 道 神 学 Ⅱ	2		
神道古典に関する講義又は演習	8	古典講読ⅠA（古事記）	2		
		古典講読ⅠB（古事記）	2		
		古典講読ⅡA（日本書紀）	2		
		古典講読ⅡB（日本書紀）	2		
		古典講読ⅢA（延喜式祝詞）	2		
		古典講読ⅢB（延喜式祝詞）	2		
神道祭祀に関する講義及び演習	12	祭 祀 概 論 Ⅰ	2		
		祭 祀 概 論 Ⅱ	2		
		神 社 祭 式 入 門		2	
		祭式及び同行事作法ⅠA	1		
		祭式及び同行事作法ⅠB	1		
		祭式及び同行事作法ⅡA	2		

大学（文学部神職課程に関する履修内規）

神道祭祀に関する講義及び演習	12	祭式及び同行事作法ⅡB	2		
		祭式及び同行事作法ⅢA	1		
		祭式及び同行事作法ⅢB	1		
		祝詞作文Ⅰ	2		
		祝詞作文Ⅱ	2		
神道教化に関する講義又は演習	4	神道教化概論Ⅰ	2		
		神道教化概論Ⅱ	2		
神社実務に関する講義又は演習	8	神社関係法規Ⅰ	2		「神社祭式入門」を含め、2単位選択必修
		神社関係法規Ⅱ	2		
		書道Ⅰ	1		
		書道Ⅱ	1		
		Shinto English		2	
		情報処理Ⅰ（基礎）		1	
		情報処理Ⅱ（応用）		1	
		雅楽Ⅰ		1	
		雅楽Ⅱ		1	
その他、神道及び宗教に関する講義又は演習	16	宗教学概論Ⅰ	2		10単位選択必修
		宗教学概論Ⅱ	2		
		有職故実	2		
		世界宗教史Ⅰ		2	
		世界宗教史Ⅱ		2	
		神社概説		2	
		神道文献		2	
		神道思想史		2	
		近代神道史		2	
		現代神道論		2	
		神宮史Ⅰ		2	
		神宮史Ⅱ		2	
		皇室概説		2	
		日本宗教史		2	
		仏教概説		2	
		神務実習（基礎実習）	1		修了要件に含まない
		神務実習（指定実習Ⅰ）	1		
		神務実習（指定実習Ⅱ）	1		
		神務実習（指定実習Ⅲ）	1		
		神務実習（中央・神宮）		1	
合計	60	合計	60	12以上	

○文学部教職課程に関する履修内規

（目 的）

第1条 この内規は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に基づき皇學館大学文学部における教職課程の履修について必要な事項を定める。

（教育職員免許状の種類）

第2条 文学部の教職課程において取得できる教育職員免許状は、中学校教諭一種免許状（以下「中一種免」という。）「宗教」、「国語」、「社会」、「英語」、高等学校教諭一種免許状（以下「高一種免」という。）「宗教」、「国語」、「書道」、「地理歴史」、「公民」、「英語」とする。

2 文学部の教職課程において教育学部の学生が取得できる教育職員免許状は、中一種免「国語」、「社会」、「英語」、高一種免「国語」、「地理歴史」、「英語」とする。

3 文学部の教職課程において現代日本社会学部の学生が取得できる教育職員免許状は、高一種免「公民」とする。

（指定科目の履修）

第3条 教育職員免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則（昭和29年文部省令第26号）（以下「規則」という。）に定める教科及び教職に関する科目並びに規則第66条の6に定める科目を修得しなければならない。

2 「教科及び教科の指導法に関する科目」は、別表1のとおりとする。

3 「教育の基礎的理解に関する科目」及び「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」及び「教育実践に関する科目」並びに「大学が独自に設定する科目」については、別表2のとおりとする。

4 規則第66条の6に定める科目は、別表3のとおりとする。

（編入学生等）

第4条 編入学生、転入学生及び転学部生（以下「編入学生等」という。）の履修については、当該編入学生等の単位修得状況等を勘案し、教職課程・保育士資格部会において検討のうえ、認めることがある。

2 科目等履修生の履修については、編入学生等に準じて取り扱うこととする。

（教育実習の履修条件）

第5条 教育実習Ⅰ又は教育実習Ⅱの履修は、前年度までのGPAが2.0以上で、教職論、教育学概論、教育・学校心理学、該当する教科教育法（4単位以上）を修得し、教職課程・保育士資格部会で認められた者とする。

2 教育実習Ⅰ又は教育実習Ⅱにおける教育実習事前事後指導（中等）において、正当な理由なく無断で欠席した者は、当該科目を放棄したものとみなし、教育実習は中止するものとする。

3 教職課程・保育士資格部会で教育実習を行うことが不適切と判断した場合は、教育実習を中止することがある。

（実習費）

第6条 介護等体験実習を履修する者は、指定する期間内に別表4に定める実習費を納入しなければならない。

2 教育実習を履修する者は、指定する期間内に別表5に定める実習費を納入しなければならない。

（内規の改廃）

第7条 この内規の改廃は、全学教授会が行う。

附 則

1 この内規は、平成20年4月1日から施行する。

2 前項にかかわらず、平成19年4月以前の入学生については、従前のとおりとする。

附 則

- 1 この内規は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、平成21年4月以前の入学生については、従前のとおりとする。

附 則

- 1 この内規は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、第6条の規定については平成22年4月以前の入学生については、従前のとおりとする。

附 則

この内規は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、平成25年4月以前の入学生については、従前のとおりとする。

附 則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 本内規第3条及び第5条の規定にかかわらず、平成30年度以前の入学生については、従前のとおりとする。

附 則

- 1 この内規は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 本内規第3条の規定にかかわらず、令和3年度以前の入学生については、従前のとおりとする。

附 則

- 1 この内規は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 本内規第3条の規定にかかわらず、令和4年度以前の入学生については、従前のとおりとする。

附 則

- 1 この内規は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 本内規第3条の規定にかかわらず、令和5年度以前の入学生については、従前のとおりとする。

附 則

この内規は、令和7年4月1日から施行する。

別表1（第3条第2項関係）

「宗教」（中一種）教科及び教科の指導法に関する科目 文学部神道学科に開設

免許法施行規則に定める科目区分等			単 位	本学開設授業科目	単 位		備 考
					必修	選択	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	宗 教 学	28	宗教学概論Ⅰ	2		
				宗教学概論Ⅱ	2		
				仏教概説		2	
				神道概論Ⅰ	2		
				神道概論Ⅱ	2		
				宗教学講義Ⅰ	2		
				宗教学講義Ⅱ	2		
				神道文献		2	
				神道教化概論Ⅰ		2	
				神道教化概論Ⅱ		2	
	宗 教 史	世界宗教史Ⅰ		2			
		世界宗教史Ⅱ		2			
		日本宗教史			2		
		神道史Ⅰ			2		
		神道史Ⅱ			2		
		近代神道史			2		
		神宮史Ⅰ			2		
		神宮史Ⅱ			2		
	「教理学、哲学」	神道神学Ⅰ		2			
		神道神学Ⅱ		2			
		祭祀概論Ⅰ			2		
		祭祀概論Ⅱ			2		
		日本思想史			2		
		東洋思想史			2		
		西洋思想史			2		
		神道思想史			2		
		哲学概論		2			
		各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		宗教科教育法Ⅰ	2		
	宗教科教育法Ⅱ			2			
	宗教科教育法Ⅲ			2			
	宗教科教育法Ⅳ			2			
合 計			28単位	合 計	30単位以上		

「宗教」（高一種）教科及び教科の指導法に関する科目 文学部神道学科に開設

免許法施行規則に定める科目区分等			単 位	本学開設授業科目	単 位		備 考
					必修	選択	
	宗 教 学		24	宗教学概論Ⅰ	2		
				宗教学概論Ⅱ	2		
				仏教概説		2	
				神道概論Ⅰ	2		
				神道概論Ⅱ	2		
				宗教学講義Ⅰ	2		

大学（文学部教職課程に関する履修内規）

教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	宗 教 学	24	宗教学講義Ⅱ	2			
				神道文献		2		
				神道教化概論Ⅰ		2		
				神道教化概論Ⅱ		2		
		宗 教 史		世界宗教史Ⅰ	2			
				世界宗教史Ⅱ	2			
				日本宗教史		2		
				神道史Ⅰ		2		
				神道史Ⅱ		2		
				近代神道史		2		
				神宮史Ⅰ		2		
				神宮史Ⅱ		2		
				神道神学Ⅰ	2			
				神道神学Ⅱ	2			
				祭祀概論Ⅰ		2		
		祭祀概論Ⅱ			2			
		「教理学、哲学」		日本思想史		2		
				東洋思想史		2		
				西洋思想史		2		
				神道思想史		2		
				哲学概論	2			
				宗教科教育法Ⅰ	2			
				宗教科教育法Ⅱ	2			
				宗教科教育法Ⅲ		2		
		宗教科教育法Ⅳ			2			
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）								
合 計			24単位	合 計			34単位以上	

「国語」（中一種）教科及び教科の指導法に関する科目 文学部国文学科に開設

免許法施行規則に定める科目区分等		単 位	本学開設授業科目	単 位		備 考
				必修	選択	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	28	国語学概論Ⅰ	2		
			国語学概論Ⅱ	2		
			言語表現学概論Ⅰ	2		
			言語表現学概論Ⅱ	2		
			国語学講読Ⅰ		2	
			国語学講読Ⅱ		2	
			国語史概説Ⅰ		2	
			国語史概説Ⅱ		2	
			国文学概論Ⅰ	2		
			国文学概論Ⅱ	2		
			国文学史概説Ⅰ	2		
			国文学史概説Ⅱ	2		
			古典文学講義Ⅰ A		2	
			古典文学講義Ⅰ B		2	
			古典文学講義Ⅰ C		2	
			古典文学講義Ⅰ D		2	

大学（文学部教職課程に関する履修内規）

教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	国文学 (国文学史を含む。)	28	近代文学講義ⅠA		2		
				近代文学講義ⅠB		2		
				古典文学講義ⅡA		2		
				古典文学講義ⅡB		2		
				古典文学講義ⅡC		2		
				古典文学講義ⅡD		2		
				近代文学講義ⅡA		2		
				近代文学講義ⅡB		2		
				古典文学講読ⅠA		2		
				古典文学講読ⅠB		2		
				古典文学講読ⅠC		2		
				古典文学講読ⅠD		2		
				近代文学講読Ⅰ		2		
				古典文学講読ⅡA		2		
				古典文学講読ⅡB		2		
				古典文学講読ⅡC		2		
				古典文学講読ⅡD		2		
				近代文学講読Ⅱ		2		
				国文法概説Ⅰ		2		
				国文法概説Ⅱ		2		
	漢文学			漢文学概論Ⅰ	2			
				漢文学概論Ⅱ	2			
				漢文学講読Ⅰ		2		
				漢文学講読Ⅱ		2		
	書道 (書写を中心とする。)			書道Ⅰ	1			
				書道Ⅱ	1			
				専門演習ⅠⅠ(書道史)		2		
				専門演習ⅡⅠ(書道史)		2		
	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)			国語科教育法Ⅰ	2			
				国語科教育法Ⅱ	2			
				国語科教育法Ⅲ	2			
				国語科教育法Ⅳ	2			
合 計			28単位	合 計		30単位以上		

「国語」（高一種）教科及び教科の指導法に関する科目 文学部国文学科に開設

免許法施行規則に定める科目区分等	単 位	本学開設授業科目	単 位		備 考
			必修	選択	
国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	24	国語学概論Ⅰ	2		
		国語学概論Ⅱ	2		
		言語表現学概論Ⅰ	2		
		言語表現学概論Ⅱ	2		
		国語学講読Ⅰ		2	
		国語学講読Ⅱ		2	
		国語史概説Ⅰ		2	
		国語史概説Ⅱ		2	

大学（文学部教職課程に関する履修内規）

教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	国文学 (国文学史を含む。)	24	国文学概論Ⅰ	2		
				国文学概論Ⅱ	2		
				国文学史概説Ⅰ	2		
				国文学史概説Ⅱ	2		
				古典文学講義ⅠA		2	
				古典文学講義ⅠB		2	
				古典文学講義ⅠC		2	
				古典文学講義ⅠD		2	
				近代文学講義ⅠA		2	
				近代文学講義ⅠB		2	
				古典文学講義ⅡA		2	
				古典文学講義ⅡB		2	
				古典文学講義ⅡC		2	
				古典文学講義ⅡD		2	
				近代文学講義ⅡA		2	
				近代文学講義ⅡB		2	
				古典文学講読ⅠA		2	
				古典文学講読ⅠB		2	
				古典文学講読ⅠC		2	
				古典文学講読ⅠD		2	
				近代文学講読Ⅰ		2	
				古典文学講読ⅡA		2	
				古典文学講読ⅡB		2	
				古典文学講読ⅡC		2	
				古典文学講読ⅡD		2	
				近代文学講読Ⅱ		2	
				国文法概説Ⅰ		2	
				国文法概説Ⅱ		2	
				漢文学	漢文学概論Ⅰ	2	
					漢文学概論Ⅱ	2	
					漢文学講読Ⅰ		2
	漢文学講読Ⅱ		2				
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	国語科教育法Ⅰ	2				
		国語科教育法Ⅱ	2				
		国語科教育法Ⅲ		2			
		国語科教育法Ⅳ		2			
	合 計		24単位	合 計		34単位以上	

「書道」（高一種）教科及び教科の指導法に関する科目 文学部国文学科に開設（「国文学科生」のみ）

免許法施行規則に定める科目区分等	単 位	本学開設授業科目	単 位		備 考
			必修	選択	
書道（書写を含む。）	24	書Ⅰ（漢字書法）	1		
		書Ⅱ（漢字書法）	1		
		書Ⅲ（金石書法）	1		
		書Ⅳ（金石書法）	1		
		書Ⅴ（仮名書法）	1		

大学（文学部教職課程に関する履修内規）

教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	書道（書写を含む。）	24	書Ⅵ（仮名書法）	1		
				書Ⅶ（作品制作）	1		
				書Ⅷ（作品制作）	1		
		書道史		書道Ⅰ		1	
				書道Ⅱ		1	
				専門演習ⅠⅠ（書道史）	2		
		「書論、鑑賞」		専門演習ⅡⅠ（書道史）	2		
				書論・鑑賞	2		
				「国文学、漢文学」	国文学概論Ⅰ	2	
		国文学概論Ⅱ			2		
		国文学史概説Ⅰ			2		
		国文学史概説Ⅱ			2		
		漢文学概論Ⅰ			2		
		漢文学概論Ⅱ			2		
		古典文学講義ⅠA				2	
		古典文学講義ⅠB				2	
		古典文学講義ⅠC				2	
		古典文学講義ⅠD				2	
		近代文学講義ⅠA				2	
		近代文学講義ⅠB				2	
		古典文学講読ⅠA				2	
		古典文学講読ⅠB				2	
		古典文学講読ⅠC				2	
		古典文学講読ⅠD				2	
		近代文学講読Ⅰ				2	
		漢文学講読Ⅰ				2	
		漢文学講読Ⅱ				2	
		国文法概説Ⅰ				2	
		国文法概説Ⅱ				2	
		各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		書道科教育法Ⅰ	2		
				書道科教育法Ⅱ	2		
合 計			24単位	合 計		34単位以上	

「社会」（中一種）教科及び教科の指導法に関する科目 文学部国史学科に開設

免許法施行規則に定める科目区分等			単 位	本学開設授業科目	単 位		備 考
					必修	選択	
		日本史・外国史	28	国史概説A	2		
				国史概説B	2		
				国史概説C	2		
				国史概説D	2		
				東洋史概説Ⅰ	2		
				東洋史概説Ⅱ		2	
				西洋史概説Ⅰ	2		
				西洋史概説Ⅱ		2	
				史学概論		2	

大学（文学部教職課程に関する履修内規）

教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	28	古文書学Ⅰ		2	
			古文書学Ⅱ		2	
			史料講読AⅠ		2	
			史料講読AⅡ		2	
			史料講読BⅠ		2	
			史料講読BⅡ		2	
			史料講読CⅠ		2	
			史料講読CⅡ		2	
			史料講読DⅠ		2	
			史料講読DⅡ		2	
			史料講読EⅠ		2	
			史料講読EⅡ		2	
			日本史学史		2	
			考古学Ⅰ		2	
			考古学Ⅱ		2	
			美術史Ⅰ		2	
			美術史Ⅱ		2	
			東洋思想史		2	
			西洋思想史		2	
			人文地理学Ⅰ	2		
			人文地理学Ⅱ		2	
			自然地理学	2		
			歴史地理学Ⅰ		2	
			歴史地理学Ⅱ		2	
			地 誌 学	2		
			法律学概論		2	法律学概論又は政治学概論の何れかを選択必修
			法制史特講		2	
			政治学概論		2	
			政治学特講		2	
			社会学概論		2	社会学概論又は経済学概論の何れかを選択必修
			社会学特講		2	
			経済学概論		2	
			社会経済史		2	
			哲学概論		2	哲学概論又は宗教学概論Ⅰ・Ⅱの何れかを選択必修
			日本思想史		2	
			宗教学概論Ⅰ		2	
			宗教学概論Ⅱ		2	
			日本宗教史		2	
			世界宗教史Ⅰ		2	
			世界宗教史Ⅱ		2	
			社会科・地理歴史科教育法Ⅰ	2		
			社会科・地理歴史科教育法Ⅱ	2		
			社会科・公民科教育法Ⅰ	2		
			社会科・公民科教育法Ⅱ	2		
			各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）			
合 計	28単位	合 計	32単位以上			

大学（文学部教職課程に関する履修内規）

「地理歴史」（高一種）教科及び教科の指導法に関する科目 文学部国史学科に開設

免許法施行規則に定める科目区分等		単 位	本学開設授業科目	単 位		備 考	
				必修	選択		
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	日 本 史	国史概説 A	2			
			国史概説 B	2			
			国史概説 C	2			
			国史概説 D	2			
			史料講読 A I		2		
			史料講読 A II		2		
			史料講読 B I		2		
			史料講読 B II		2		
			史料講読 C I		2		
			史料講読 C II		2		
			史料講読 D I		2		
			史料講読 D II		2		
			古文書学 I		2		
			古文書学 II		2		
			日本史学史		2		
			考古学 I		2		
			考古学 II		2		
			美術史 I		2		
			美術史 II		2		
			外 国 史	東洋史概説 I	2		
	東洋史概説 II			2			
	西洋史概説 I	2					
	西洋史概説 II			2			
	東洋思想史			2			
	西洋思想史			2			
	史学概論			2			
	外国史特講			2			
	史料講読 E I			2			
	史料講読 E II			2			
	人文地理学・自然地理学	人文地理学 I	2				
		人文地理学 II		2			
		自然地理学	2				
		歴史地理学 I		2			
		歴史地理学 II		2			
	地 誌	地 誌 学	2				
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）			社会科・地理歴史科教育法 I	2		
				社会科・地理歴史科教育法 II	2		
合 計		24単位	合 計	34単位以上			

大学（文学部教職課程に関する履修内規）

「公民」（高一種）教科及び教科の指導法に関する科目 文学部国史学科に開設

免許法施行規則に定める科目区分等			単 位	本学開設授業科目	単 位		備 考	
					必修	選択		
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」	24	法律学概論	2			
				法制史特講		2		
				政治学概論	2			
				政治学特講		2		
		「社会学、経済学（国際経済を含む。）」		社会学概論	2			
				社会学特講		2		
				経済学概論	2			
				社会経済史		2		
		「哲学、倫理学、宗教学、心理学」		哲学概論	2			
				日本思想史		2		
				宗教学概論Ⅰ	2			
				宗教学概論Ⅱ	2			
				日本宗教史		2		
				世界宗教史Ⅰ		2		
				世界宗教史Ⅱ		2		
				心理学概論Ⅰ	2			
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」			社会科・公民科教育法Ⅰ	2			
				社会科・公民科教育法Ⅱ	2			
合 計			24単位	合 計	34単位以上			

「英語」（中一種）教科及び教科の指導法に関する科目 文学部コミュニケーション学科に開設

免許法施行規則に定める科目区分等		単 位	本学開設授業科目	単 位		備 考	
				必修	選択		
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	英 語 学	28	英語学概論Ⅰ	2		
				英語学概論Ⅱ		2	
				英語音声学Ⅰ	2		
				英語音声学Ⅱ		2	
				英文法Ⅰ	2		
				英文法Ⅱ		2	
		英語文学		英文学概論Ⅰ	2		
				英文学概論Ⅱ	2		
		英語コミュニケーション		プラクティカル・イングリッシュⅠ	2		
				プラクティカル・イングリッシュⅡ	2		
				リーディング・ライティングスキルⅠ		2	
				リーディング・ライティングスキルⅡ		2	
				英会話中級		2	
				英会話上級		2	
		異文化理解		時事英語		2	
				異文化間コミュニケーションⅠ	2		
				異文化間コミュニケーションⅡ	2		
				海外事情Ⅰ		2	
				海外事情Ⅱ		2	

大学（文学部教職課程に関する履修内規）

各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	28	英語科教育法Ⅰ	2		
		英語科教育法Ⅱ	2		
		英語科教育法Ⅲ	2		
		英語科教育法Ⅳ	2		
合 計	28単位	合 計	30単位以上		

「英語」（高一種）教科及び教科の指導法に関する科目 文学部コミュニケーション学科に開設

免許法施行規則に定める科目区分等		単 位	本学開設授業科目	単 位		備 考
				必修	選択	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	英 語 学	英語学概論Ⅰ	2		
			英語学概論Ⅱ		2	
			英語音声学Ⅰ	2		
			英語音声学Ⅱ		2	
			英文法Ⅰ	2		
			英文法Ⅱ		2	
		英語文学	英文学概論Ⅰ	2		
			英文学概論Ⅱ	2		
		英語コミュニケーション	プラクティカル・イングリッシュⅠ	2		
			プラクティカル・イングリッシュⅡ	2		
			リーディング・ライティングスキルⅠ		2	
			リーディング・ライティングスキルⅡ		2	
			英会話中級		2	
			英会話上級		2	
			時事英語		2	
		異文化理解	異文化間コミュニケーションⅠ	2		
			異文化間コミュニケーションⅡ	2		
			海外事情Ⅰ		2	
			海外事情Ⅱ		2	
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		英語科教育法Ⅰ	2		
			英語科教育法Ⅱ	2		
			英語科教育法Ⅲ		2	
			英語科教育法Ⅳ		2	
合 計		24単位	合 計	34単位以上		

別表2（第3条第3項関係） 「教育の基礎的理解に関する科目」及び「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」及び「教育実践に関する科目」並びに「大学が独自に指定する科目」

免許法施行規則に定める科目区分等		単 位	本学開設授業科目	単 位		備 考
				必修	選択	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育学概論	2		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教職論	2		

大学（文学部教職課程に関する履修内規）

教育の基礎的理解に関する科目	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	10	教育の社会と制度	2		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育・学校心理学	2		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育の基礎（中等）	2		
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育課程論（中等）	2		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	中学10 高校8	道徳の理論及び指導法（中等）	2		中免のみ
	中：総合的な学習の時間の指導法 高：総合的な探究の時間の指導法		総合的な学習の時間の指導法（中等）	1		
	特別活動の指導法		特別活動の指導法（中等）	1		
	教育の方法及び技術		中等教育方法論（ICTの活用を含む）	2		
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法					
	生徒指導の理論及び方法		生徒・進路指導の理論及び方法	2		
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法					
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育相談（中等）	2		
教育実践に関する科目	教育実習	中学5 高校3	教育実習事前事後指導（中等）	1		
			教育実習Ⅰ		4	中免取得者は教育実習Ⅰを4単位、高免取得者は教育実習Ⅱを2単位、中高取得者は教育実習Ⅰを4単位修得すること。
			教育実習Ⅱ		2	
	教職実践演習	2	教職実践演習（中等）	2		

大学（文学部教職課程に関する履修内規）

大学が独自に設定する科目	中学4 高校12	介護等体験実習	1	中免のみ。 他の科目群 より中学3 単位、高校 12単位を流 用する。
合 計	中学 31単位 高校 35単位	合 計	中学30単位 高校25単位	免許法に定 める必要単 位数の不足 分については、別表1 の科目群か ら流用する。 （中学1 単位、高校 10単位）

別表3（第3条第4項関係） 規則第66条の6に定める科目（教免必修）

免許法施行規則に 定める科目区分等	単 位	本学開設授業科目	単 位		備 考
			必修	選択	
日本国憲法	2単位	法学（日本国憲法）	2		
体 育	2単位	スポーツⅠ		1	6科目より 2科目選択 必修
		スポーツⅡ		1	
		武道Ⅰ		1	
		武道Ⅱ		1	
		アダプテッドスポーツⅠ		1	
		アダプテッドスポーツⅡ		1	
外国語コミュニケーション	2単位	英語表現Ⅰ		1	6科目より 2科目選択 必修
		英語表現Ⅱ		1	
		英語表現Ⅲ		1	
		英語表現Ⅳ		1	
		英語表現Ⅴ		1	
		英語表現Ⅵ		1	
数理、データ活用及び人工 知能に関する科目又は情報 機器の操作	2単位	データサイエンス入門	2		
合 計	8単位	合 計	8単位以上		

別表4（第6条第1項関係）

介護等体験実習費	15,000円
----------	---------

別表5（第6条第2項関係）

教育実習費	12,000円
-------	---------

○教育学部教職課程に関する履修内規

（目 的）

第1条 この内規は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に基づき皇學館大学教育学部における教職課程の履修について必要な事項を定める。

（教育職員免許状の種類）

第2条 教育学部の教職課程において取得できる教育職員免許状は、幼稚園教諭一種免許状（以下「幼一種免」という。）、小学校教諭一種免許状（以下「小一種免」という。）、中学校教諭一種免許状（以下「中一種免」という。）「保健体育」、「数学」、「理科」、高等学校教諭一種免許状（以下「高一種免」という。）「保健体育」、「数学」、「理科」とする。

2 教育学部の教職課程において文学部（国文学科、国史学科、コミュニケーション学科）の学生が取得できる教育職員免許状は小一種免とする。

（指定科目の履修）

第3条 教育職員免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則（昭和29年文部省令第26号）（以下「規則」という。）に定める教科及び教職に関する科目並びに規則第66条の6に定める科目を修得しなければならない。

2 幼一種免に関する科目は、別表1のとおりとする。

3 小一種免に関する科目は、別表2のとおりとする。

4 中一種免、高一種免に関する科目は、別表3のとおりとする。

5 規則第66条の6に定める科目は、別表4のとおりとする。

（編入学生等）

第4条 編入学生、転入学生及び転学部生（以下「編入学生等」という。）の履修については、当該編入学生等の単位修得状況等を勘案し、教職課程・保育士資格部会において検討のうえ、認めることがある。

2 科目等履修生の履修については、編入学生等に準じて取り扱うこととする。

（教育実習の履修条件）

第5条 教育実習（幼稚園）の履修は、前年度までのG P Aが2.0以上で、教職論、教育学概論、教育・学校心理学、教育方法論（I C Tの活用を含む）、保育内容の指導法（6単位以上）を修得し、教職課程・保育士資格部会で認められた者とする。

2 教育実習（小学校）の履修は、前年度までのG P Aが2.0以上で、教職論、教育学概論、教育・学校心理学、教育方法論（I C Tの活用を含む）、教科教育法（6単位以上）を修得し、教職課程・保育士資格部会で認められた者とする。

3 教育実習（幼稚園）における教育実習事前事後指導（幼稚園）、教育実習（小学校）における教育実習事前事後指導（小学校）において、正当な理由なく無断で欠席した者は、当該科目を放棄したものとみなし、教育実習は中止するものとする。

4 教育実習Ⅰ又は教育実習Ⅱの履修は、前年度までのG P Aが2.0以上で、教職論、教育学概論、教育・学校心理学、該当する教科教育法（4単位以上）を修得し、教職課程・保育士資格部会で認められた者とする。

5 教育実習Ⅰ又は教育実習Ⅱにおける教育実習事前事後指導（中等）において、正当な理由なく無断で欠席した者は、当該科目を放棄したものとみなし、教育実習は中止するものとする。

6 教職課程・保育士資格部会で教育実習を行うことが不適切と判断した場合は、教育実習を中止することがある。

（実習費）

第6条 介護等体験実習を履修する者は、指定する期間内に別表5に定める実習費を納入しなければな

らない。

- 2 教育実習を履修する者は、指定する期間内に別表6に定める実習費を納入しなければならない。

（内規の改廃）

第7条 この内規の改廃は、全学教授会が行う。

附 則

この内規は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、平成21年4月以前の入学生については、従前のとおりとする。

附 則

- 1 この内規は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、平成22年4月以前の入学生については、従前のとおりとする。

附 則

- 1 この内規は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、第5条及び別表1、別表3の規定について、平成22年4月以前の入学生については、従前のとおりとする。

附 則

この内規は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、第2条第3項の規定については平成24年4月入学生より適用する。

附 則

この内規は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 本内規第3条及び第5条の規定にかかわらず、平成30年度以前の入学生については、従前のとおりとする。

附 則

- 1 この内規は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 本内規第3条の規定にかかわらず、令和3年度以前の入学生については、従前のとおりとする。

附 則

- 1 この内規は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 本内規第3条の規定にかかわらず、令和4年度以前の入学生については、従前のとおりとする。

附 則

- 1 この内規は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 本内規第3条の規定にかかわらず、令和5年度以前の入学生については、従前のとおりとする。

附 則

- 1 この内規は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 本内規第2条及び第3条の規定にかかわらず、令和6年度以前の入学生については、従前のとおりとする。

別表1（第3条第2項関係）

「幼一種免」領域及び保育内容の指導法に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等			単 位	本学開設授業科目	単 位		備 考
					必修	選択	
領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	健康	16	幼児と健康	2		
		人間関係		幼児と人間関係	2		
		環境		幼児と環境	2		
		言葉		幼児と言葉	2		
		表現		幼児と表現（身体）	2		
				幼児と表現（造形）	2		
				幼児と表現（音楽）	2		
				保育指導の方法	2		
	健康（指導法）	2					
	人間関係（指導法）	2					
	環境（指導法）	2					
	言葉（指導法）	2					
	身体表現（指導法）	2					
	造形表現（指導法）	2					
	音楽表現（指導法）	2					
	保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）						
合 計			16単位	合 計	30単位		

「幼一種免」

「教育の基礎的理解に関する科目」及び「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」及び「教育実践に関する科目」並びに「大学が独自に指定する科目」

免許法施行規則に定める科目区分等		単 位	本学開設授業科目	単 位		備 考
				必修	選択	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育学概論	2		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教 職 論	2		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育の社会と制度	2		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		子どもの心理学	2		
			教育・学校心理学	2		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育の基礎	2		
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育課程論	2		

大学（教育学部教職課程に関する履修内規）

道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	4	教育方法論（ICTの活用を含む）	2		
	幼児理解の理論及び方法		幼児理解	1		
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育相談	2		
教育実践に関する科目	教育実習	5	教育実習事前事後指導（幼稚園）	1		
			教育実習（幼稚園）	4		
	教職実践演習	2	教職実践演習（初等）	2		
大学が独自に設定する科目		14				他の科目群より14単位を流用する。
合 計		35単位	合 計	26単位		免許法に定める必要単位数の不足分については、「領域及び保育内容の指導法に関する科目」群から9単位を流用する。

別表2（第3条第3項関係）

「小一種免」教科及び教科の指導法に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等		単 位	本学開設授業科目	単 位		備 考
				必修	選択	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	30	国 語（書写を含む。）		2	
			社 会		2	
			算 数		2	
			理 科		2	
			生 活		2	
			音 楽		2	
			図画工作		2	
			家 庭		2	
			体 育		2	
			外 国 語		2	

大学（教育学部教職課程に関する履修内規）

教科及び教科の指導法に関する科目	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	30	国語科教育法	2	
	社会		社会科教育法	2	
	算数		算数科教育法	2	
	理科		理科教育法	2	
	生活		生活科教育法	2	
	音楽		音楽科教育法	2	
	図画工作		図画工作科教育法	2	
	家庭		家庭科教育法	2	
	体育		体育科教育法	2	
	外国語		英語科教育法	2	
	合 計	30単位	合 計	30単位以上	

「小一種免」

「教育の基礎的理解に関する科目」及び「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」及び「教育実践に関する科目」並びに「大学が独自に指定する科目」

免許法施行規則に定める科目区分等		単 位	本学開設授業科目	単 位		備 考
				必修	選択	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育学概論	2		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教 職 論	2		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育の社会と制度	2		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育・学校心理学	2		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育の基礎	2		
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育課程論	2		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	10	道徳の理論及び指導法	2		
	総合的な学習の時間の指導法		総合的な学習の時間の指導法	1		
	特別活動の指導法		特別活動の指導法	1		

大学（教育学部教職課程に関する履修内規）

道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術	10	教育方法論（ICTの活用を含む）	2		
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法					
	生徒指導の理論及び方法		生徒・進路指導の理論及び方法	2		
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法					
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育相談	2		
教育実践に関する科目	教育実習	5	教育実習事前事後指導（小学校）	1		
			教育実習（小学校）	4		
	教職実践演習	2	教職実践演習（初等）	2		
大学が独自に設定する科目		2	介護等体験実習	1		他の科目群より1単位を流用する。
合 計		29単位	合 計	30単位		

別表3（第3条第4項関係）

「保健体育」（中一種）教科及び教科の指導法に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等		単 位	本学開設授業科目	単 位		備 考
				必修	選択	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	28	体育実技（陸上）	2		
			体育実技（器械運動・体づくり運動）	2		
			体育実技（ダンス・舞踊）	2		
			体育実技（球技）	2		
			体育実技（水泳）	1		
			体育実技（柔道）	2		
			体育実技（野外活動）		1	
	「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）	体育原理	2			
		体 育 史		2		
		体育心理学		2		
		体育経営管理学		2		
		体育社会学		2		
		運 動 学（運動方法学）	2			
		生 理 学	2			
	生理学（運動生理学を含む。）	バイオメカニクス		2		
		衛 生 学	2			
	衛生学・公衆衛生学	公衆衛生学		2		
		学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	2			
		子どもの保健		2		

大学（教育学部教職課程に関する履修内規）

各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	28	保健体育科教育法Ⅰ	2		
		保健体育科教育法Ⅱ	2		
		保健体育科教育法Ⅲ	2		
		保健体育科教育法Ⅳ	2		
合 計	28単位	合 計	29単位以上		

「数学」（中一種）教科及び教科の指導法に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等		単 位	本学開設授業科目	単 位		備 考
				必修	選択	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	28	代数学序論	2		
			代数学Ⅰ	2		
			代数学Ⅱ	2		
			代数学Ⅲ		2	
			代数学Ⅳ		2	
			幾何学序論	2		
			幾何学Ⅰ	2		
			幾何学Ⅱ	2		
			幾何学Ⅲ		2	
			幾何学Ⅳ		2	
			解析学序論	2		
			解析学Ⅰ	2		
			解析学Ⅱ	2		
			解析学Ⅲ		2	
			解析学Ⅳ		2	
			確率・統計学Ⅰ	2		
			確率・統計学Ⅱ		2	
			コンピュータ概論	2		
			コンピュータ演習		2	
			数学科教育法Ⅰ	2		
			数学科教育法Ⅱ	2		
			数学科教育法Ⅲ	2		
			数学科教育法Ⅳ	2		
合 計		28単位	合 計	30単位以上		

「理科」（中一種）教科及び教科の指導法に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等		単 位	本学開設授業科目	単 位		備 考
				必修	選択	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	28	物理学基礎	2		
			物理学Ⅰ	2		
			物理学Ⅱ		2	
			物理学Ⅲ		2	
			物理学Ⅳ		2	
			化学基礎	2		
			化学Ⅰ	2		
			化学Ⅱ		2	
			化学Ⅲ		2	
			化学Ⅳ		2	

大学（教育学部教職課程に関する履修内規）

教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	生物学	28	生物学基礎	2		
				生物学Ⅰ	2		
				生物学Ⅱ		2	
				生物学Ⅲ		2	
				生物学Ⅳ		2	
		地学		地学基礎	2		
				地学Ⅰ	2		
				地学Ⅱ		2	
				地学Ⅲ		2	
				地学Ⅳ		2	
		物理学実験・化学実験・ 生物学実験・地学実験		物理学実験・地学実験	2		
				化学実験・生物学実験	2		
		各教科の指導法（情報通信技 術の活用を含む。）		理科教育法Ⅰ	2		
				理科教育法Ⅱ	2		
				理科教育法Ⅲ	2		
	理科教育法Ⅳ		2				
合 計		28単位	合 計		30単位以上		

「保健体育」（高一種）教科及び教科の指導法に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等			単 位	本学開設授業科目	単 位		備 考	
					必修	選択		
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事	体育実技	24	体育実技（陸上）	2			
				体育実技（器械運動・体づくり運動）	2			
				体育実技（ダンス・舞踊）	2			
				体育実技（球技）	2			
				体育実技（水泳）	1			
				体育実技（柔道）	2			
				体育実技（野外活動）		1		
		「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）		体育原理	2			
				体 育 史		2		
				体育心理学		2		
				体育経営管理学		2		
				体育社会学		2		
		生理学（運動生理学を含む。）		運 動 学（運動方法学）	2			
				生 理 学	2			
		衛生学・公衆衛生学		バイオメカニクス		2		
				衛 生 学	2			
		学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）		公衆衛生学		2		
				学校保健	2			
		各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		子どもの保健		2		
				保健体育科教育法Ⅰ	2			
				保健体育科教育法Ⅱ	2			
				保健体育科教育法Ⅲ		2		
				保健体育科教育法Ⅳ		2		
合 計			24単位	合 計	34単位以上			

大学（教育学部教職課程に関する履修内規）

「数学」（高一種）教科及び教科の指導法に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等		単 位	本学開設授業科目	単 位		備 考		
				必修	選択			
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	代数学	24	代数学序論	2			
				代数学Ⅰ	2			
				代数学Ⅱ	2			
				代数学Ⅲ			2	
				代数学Ⅳ			2	
		幾何学		幾何学序論	2			
				幾何学Ⅰ	2			
				幾何学Ⅱ	2			
				幾何学Ⅲ			2	
				幾何学Ⅳ			2	
		解析学		解析学序論	2			
				解析学Ⅰ	2			
				解析学Ⅱ	2			
				解析学Ⅲ			2	
				解析学Ⅳ			2	
		「確率論、統計学」		確率・統計学Ⅰ	2			
				確率・統計学Ⅱ			2	
		コンピュータ		コンピュータ概論	2			
				コンピュータ演習			2	
		各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		24	数学科教育法Ⅰ	2		
					数学科教育法Ⅱ	2		
					数学科教育法Ⅲ			2
					数学科教育法Ⅳ			2
合 計		24単位		合 計	34単位以上			

「理科」（高一種）教科及び教科の指導法に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等		単 位	本学開設授業科目	単 位		備 考
				必修	選択	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	24	物理学基礎	2		
			物理学Ⅰ	2		
			物理学Ⅱ		2	
			物理学Ⅲ		2	
			物理学Ⅳ		2	
			化学基礎	2		
			化学Ⅰ	2		
			化学Ⅱ		2	
			化学Ⅲ		2	
			化学Ⅳ		2	
			生物学基礎	2		
			生物学Ⅰ	2		
			生物学Ⅱ		2	
			生物学Ⅲ		2	
			生物学Ⅳ		2	

大学（教育学部教職課程に関する履修内規）

教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	地学	24	地学基礎	2		
				地学Ⅰ	2		
				地学Ⅱ		2	
				地学Ⅲ		2	
				地学Ⅳ		2	
	「物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験」	物理学実験・地学実験		2			
		化学実験・生物学実験		2			
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	理科教育法Ⅰ		2			
		理科教育法Ⅱ		2			
		理科教育法Ⅲ			2		
		理科教育法Ⅳ			2		
	合 計			24単位	合 計		34単位以上

「保健体育」「数学」「理科」（中一種免・高一種免）

「教育の基礎的理解に関する科目」及び「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」及び「教育実践に関する科目」並びに「大学が独自に指定する科目」

免許法施行規則に定める科目区分等		単 位	本学開設授業科目	単 位		備 考
				必修	選択	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育学概論	2		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教 職 論	2		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育の社会と制度	2		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育・学校心理学	2		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育の基礎	2		
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育課程論	2		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	中学10 高校8	道徳の理論及び指導法	2		中免のみ
	中：総合的な学習の時間の指導法 高：総合的な探究の時間の指導法		総合的な学習の時間の指導法	1		
	特別活動の指導法		特別活動の指導法	1		
	教育の方法及び技術		教育方法論（ICTの活用を含む）	2		
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法					
	生徒指導の理論及び方法					
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		生徒・進路指導の理論及び方法	2		

大学（教育学部教職課程に関する履修内規）

道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	中学10 高校8	教育相談	2		
教育実践に関する科目	教育実習	中学5 高校3	教育実習事前事後指導（中等）	1		
			教育実習Ⅰ		4	中免取得者は教育実習Ⅰを4単位、高免取得者は教育実習Ⅱを2単位、中高取得者は教育実習Ⅰを4単位修得すること。
			教育実習Ⅱ		2	
	教職実践演習	2	教職実践演習（中等）	2		
大学が独自に設定する科目		中学4 高校12	介護等体験実習	1		中免のみ。 他の科目群より中学3単位、高校12単位を流用する。
合 計		中学 31単位 高校 35単位	合 計	中学 30単位 高校 25単位		免許法に定める必要単位数の不足については、別表3の「教科及び教科の指導法に関する科目」群から流用する。（中学1単位、高校10単位）

別表4（第3条第5項関係） 規則第66条の6に定める科目（教免必修）

免許法施行規則に定める科目区分等	単 位	本学開設授業科目	単 位		備 考
			必修	選択	
日本国憲法	2単位	法学（日本国憲法）	2		
体 育	2単位	スポーツⅠ		1	6科目より2科目 選択必修
		スポーツⅡ		1	
		武道Ⅰ		1	
		武道Ⅱ		1	
		アダプテッドスポーツⅠ		1	
		アダプテッドスポーツⅡ		1	
外国語コミュニケーション	2単位	英語表現Ⅰ		1	6科目より2科目 選択必修
		英語表現Ⅱ		1	
		英語表現Ⅲ		1	
		英語表現Ⅳ		1	
		英語表現Ⅴ		1	
		英語表現Ⅵ		1	

大学（教育学部教職課程に関する履修内規）

数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2単位	データサイエンス入門	2		
合 計	8単位	合 計	8単位以上		

別表5 （第6条第1項関係）

介 護 等 体 験 実 習 費	15,000円
-----------------	---------

別表6 （第6条第2項関係）

教 育 実 習 費	12,000円
-----------	---------

○保育士資格取得に関する履修内規

（目 的）

第1条 この内規は、教育学部学生の保育士養成課程入学定員80人（学生定員320人）の「保育士資格」取得にかかる履修について、必要な事項を定める。

（保育士資格）

第2条 保育士資格を取得しようとする者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の6第1号、児童福祉施行令（昭和23年政令第74号）第5条及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第6条の2第1項第3号に定める教科目、選択必修科目及び教養科目（以下「告示科目」という。）を修めて卒業しなければならない。

（告示科目の履修）

第3条 教育学部において告示科目を修めるためには、次の各号に定める科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

- (1) 教科目は、別表1のとおりとする。
- (2) 選択必修科目は、別表2のとおりとする。
- (3) 教養科目は、別表3のとおりとする。

2 前項各号に定める科目は、卒業に必要な単位に算入する。

（保育実習の履修条件）

第4条 児童福祉施設等実習、保育所実習Ⅰ、保育所実習Ⅱについて、履修の条件を設ける。

2 保育所実習Ⅰの履修は、前年度までのGPAが2.0以上で、保育実習指導Ⅰ（保育所）を履修しなければならない。併せて別表1に規定する科目のうち教職論、教育学概論、子どもの心理学、健康（指導法）、人間関係（指導法）、環境（指導法）、言葉（指導法）、造形表現（指導法）、幼児と言葉、幼児と表現（音楽）、幼児と表現（造形）のうち14単位以上を修得済みもしくは履修中であり、教職課程・保育士資格部会で認められた者とする。

3 児童福祉施設等実習の履修は、第2項に加え保育実習指導Ⅰ（児童福祉施設等）、社会的養護Ⅰ、社会的養護Ⅱを修得済みもしくは履修中であること。

4 保育所実習Ⅱの履修は、保育所実習Ⅰを修得済であること。併せて第2項、第3項に加えて保育実習指導Ⅱ、子どもの保健、子どもの健康と安全、乳児保育Ⅰ、乳児保育Ⅱ、子どもの食と栄養を修得済みもしくは履修中であること。

（保育実習の履修）

第5条 保育実習を履修しようとする者は、定められた期間内に、別表4に定められた実習費を納入しなければならない。

2 児童福祉施設等実習においては、2週間の保育実習を行わなければならない。

3 保育所実習Ⅰ及び保育所実習Ⅱにおいては各2週間の保育実習を行わなければならない。

4 保育実習指導Ⅰ（保育所）、保育実習指導Ⅰ（児童福祉施設等）、保育実習指導Ⅱにおいて、正当な理由なく無断で欠席した者は、当該科目を放棄したものとみなし、保育実習は中止することとする。

5 教職課程・保育士資格部会で保育実習を行うことが不適切と判断した場合は、保育実習を中止することがある。

6 保育実習の追評価及び再評価は、原則として、認めない。

（内規の改廃）

第6条 この内規の改廃は、全学教授会が行う。

附 則

この内規は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 本内規第1条及び第3条の規定にかかわらず、平成21年度以前の入学生については、従前のとおりとする。

附 則

- 1 この内規は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第4条及び第5条の規定については、平成22年度以前入学者は、なお従前のとおりとする。

附 則

- 1 この内規は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第4条の規定については、平成22年度以前の入学生については、従前のとおりとする。

附 則

この内規は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉学部保育士資格取得に関する履修内規（平成17年4月1日）は、廃止する。

附 則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、第3条及び第4条の規定については、平成30年度以前の入学生については、従前のとおりとする。

附 則

- 1 この内規は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、第3条及び第4条の規定については、令和4年度以前の入学生については、従前のとおりとする。

別表1 （第3条第1項第1号関係）教科目

系列	告示による科目	授業形態	単位	教育学部開設科目	授業形態	単位	備 考
保育の目的に関する本質・科目	保育原理	講義	2	保育原理	講義	2	
	教育原理	講義	2	教育学概論	講義	2	
	子ども家庭福祉	講義	2	子ども家庭福祉	講義	2	
	社会福祉	講義	2	社会福祉	講義	2	
	子ども家庭支援論	講義	2	子ども家庭支援論	講義	2	
	社会的養護Ⅰ	講義	2	社会的養護Ⅰ	講義	2	
	保育者論	講義	2	教職論	講義	2	
理解に関する対象の科目	保育の心理学	講義	2	子どもの心理学	講義	2	
	子ども家庭支援の心理学	講義	2	子ども家庭支援の心理学	講義	2	
	子どもの理解と援助	演習	1	幼児理解	演習	1	
	子どもの保健	講義	2	子どもの保健	講義	2	
	子どもの食と栄養	演習	2	子どもの食と栄養	演習	2	
保育に関する内容・科目 法目	保育の計画と評価	講義	2	教育課程論	講義	2	
	保育内容総論	演習	1	保育内容総論	演習	1	
	保育内容演習	演習	5	健康（指導法）	演習	2	
				人間関係（指導法）	演習	2	
				環境（指導法）	演習	2	
				言葉（指導法）	演習	2	
				身体表現（指導法）	演習	2	
				造形表現（指導法）	演習	2	
				音楽表現（指導法）	演習	2	
	保育内容の理解と方法	演習	4	幼児と言葉	演習	2	
				幼児と表現（音楽）	演習	2	
				幼児と表現（造形）	演習	2	
				幼児と表現（身体）	演習	2	
	乳児保育Ⅰ	講義	2	乳児保育Ⅰ	講義	2	
	乳児保育Ⅱ	演習	1	乳児保育Ⅱ	演習	1	
	子どもの健康と安全	演習	1	子どもの健康と安全	演習	1	
	障害児保育	演習	2	障害児保育	演習	2	
	社会的養護Ⅱ	演習	1	社会的養護Ⅱ	演習	1	
	子育て支援	演習	1	子育て支援	演習	1	
保育実習	保育実習Ⅰ	実習	4	保育所実習Ⅰ	実習	2	
				児童福祉施設等実習	実習	2	
	保育実習指導Ⅰ	演習	2	保育実習指導Ⅰ（保育所）	演習	1	
				保育実習指導Ⅰ（児童福祉施設等）	演習	1	
総合演習	保育実践演習	演習	2	教職実践演習（初等）	演習	2	
合 計			51 単位	合 計		64 単位	

別表2（第3条第1項第2号関係） 選択必修科目

系列	告示による科目	授業形態	単位	教育学部開設科目	授業形態	単 位		備 考
						必修	選択	
保 育 的 に 関 本 する 質 科 目 ・ 目 保 育 に 関 する 理 解 科 目 保 育 に 関 する 内 容 ・ 方 法 科 目	各指定保育士養成施設において設定		6 単 位 以 上	生涯学習論	講義		2	
				教育史	講義		2	
				特別支援教育の基礎	講義		2	
				教育社会学	講義		2	
				教育の社会と制度	講義		2	
				教育相談	講義		2	
				教育方法論（ICTの活用を含む）	講義		2	
				保育指導の方法	講義		2	
保育 実習	保育実習Ⅱ又はⅢ	実習	2	保育所実習Ⅱ	実習	2		
	保育実習指導Ⅱ又はⅢ	演習	1	保育実習指導Ⅱ	演習	1		
合 計			9単位以上	合 計		9単位以上		

大学（保育士資格取得に関する履修内規）

別表3 （第3条第1項第3号関係） 教養科目

系列	告示による科目	授業形態	単位	教育学部開設科目	授業形態	単 位		備 考
						必修	選択	
教 養 科 目	外国語、体育以外の科目	不問	6 以上	日本語表現	演習	2		
				法学（日本国憲法）	講義	2		
				情報処理Ⅰ（基礎）	演習	1		
				情報処理Ⅱ（応用）	演習	1		
	外国語	演習	2 以上	英語表現Ⅰ	演習		1	6 科目より 2 科目選択 必修
				英語表現Ⅱ	演習		1	
				英語表現Ⅲ	演習		1	
				英語表現Ⅳ	演習		1	
				英語表現Ⅴ	演習		1	
				英語表現Ⅵ	演習		1	
	体 育	講義	1	体育原理	講義	2		6 科目より 1 科目選択 必修
		実技	1	スポーツⅠ	実技		1	
				スポーツⅡ	実技		1	
				武 道Ⅰ	実技		1	
武 道Ⅱ				実技		1		
アダプテッドスポーツⅠ				実技		1		
アダプテッドスポーツⅡ				実技		1		
合 計		10単位以上		合 計		11単位以上		

別表4 （第5条第1項関係） 実習費等

項 目	納 入 額
保 育 所 実 習 Ⅰ	20,000円
保 育 所 実 習 Ⅱ	20,000円
児 童 福 祉 施 設 等 実 習	25,000円

○現代日本社会学部 社会調査士資格取得に関する履修内規

（目 的）

第1条 この内規は、現代日本社会学部現代日本社会学科（以下「本学科」という。）における「社会調査士資格」取得にかかる履修について、必要な事項を定める。

（社会調査士資格）

第2条 社会調査士資格の認定を受けようとする者は、一般社団法人社会調査協会の指定に基づき、所定の科目（以下「指定科目」という。）を修めて卒業しなければならない。

（指定科目の履修）

第3条 本学科において指定科目を修めるためには、別表に定める科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

2 前項に定める科目は、卒業に必要な単位に算入する。

（社会調査実習の履修条件）

第4条 社会調査実習Ⅰを履修するには、社会情報学、社会調査法及び社会情報分析を修得済で、社会統計学Ⅰ（基礎統計）を修得済又は同時履修でなければならない。

2 社会調査実習Ⅱを履修するためには、社会調査実習Ⅰを修得済でなければならない。

（実習費の納入）

第5条 社会調査実習Ⅰを履修しようとする者は、定められた期間内に、別に定める実習費を納入しなければならない。

（社会調査士資格の申請）

第6条 社会調査協会への資格認定申請については、所定の手続きをとらなければならない。

（内規の改廃）

第7条 この内規の改廃は、全学教授会が行う。

附 則

この内規は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1 この内規は、平成26年4月1日から施行する。

2 社会福祉学部社会調査士資格取得に関する履修内規（平成17年4月1日）は、廃止する。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

ただし、本内規第5条の規定については、平成26年度入学者より適用する。

附 則

この内規は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この内規は、平成31年4月1日から施行する。

2 本内規第3条、第4条及び第5条の規定については、平成31年度入学者より適用する。

別表（第3条関係） 社会調査士資格取得に必要な科目

社会調査協会が定める標準カリキュラム		授業時間数	本学開設授業科目	単位	備考
A	社会調査の基本的事項に関する科目	90分×15週	社会情報学	2	
B	調査設計と実施方法に関する科目	90分×15週	社会調査法	2	
C	基本的な資料とデータの分析に関する科目	90分×15週	社会情報分析	2	
D	社会調査に必要な統計学に関する科目	90分×15週	社会統計学Ⅰ（基礎統計）	2	
E	量的データ解析の方法に関する科目	90分×15週	社会統計学Ⅱ（多変量解析）	2	
F	質的な分析の方法に関する科目	90分×15週	質的調査論	2	
G	社会調査の実習を中心とする科目	90分×30週	社会調査実習Ⅰ	1	
			社会調査実習Ⅱ	1	

E、Fは、いずれか1科目必修。

○文学部コミュニケーション学科 公認心理師国家試験受験資格取得に関する履修内規

（目 的）

第1条 この内規は、文学部コミュニケーション学科（以下「本学科」という。）における「公認心理師国家試験受験資格」取得にかかる履修について、必要な事項を定める。

（公認心理師国家試験受験資格）

第2条 公認心理師国家試験の受験資格を得ようとする者は、公認心理師法（平成27年法律第68号。以下「法」という。）及び公認心理師法施行規則（平成29年文部科学省・厚生労働省令第3号。以下「施行規則」という。）の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 大学において、施行規則第1条で定める科目を修めて卒業し、かつ、大学院において施行規則第2条で定める科目を修めて修了した者その他施行規則第4条第1項で定める者
- (2) 大学において、施行規則第1条で定める科目を修めて卒業した者その他施行規則第4条第2項で定める者であって、施行規則第5条で定める各施設（文部科学大臣及び厚生労働大臣が認めるものに限る。）において、2年以上、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為の業務に従事した者

（指定科目の履修）

第3条 本学科において、施行規則第1条で定める科目（以下「指定科目」という。）を修めるためには、別表に定める科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

2 前項に定める科目は、卒業に必要な単位に算入する。

（演習実習科目の履修条件）

第4条 心理演習及び心理実習について履修の条件を設ける。ただし、編入学生、転入学生及び転学部生については、これを適用しない。

- 2 心理演習を履修するには、前年度までのGPAが2.0以上で、心理学概論Ⅰ、社会・集団・家族心理学、発達心理学、心理学研究法、公認心理師の職責、感情・人格心理学の6科目の単位を修得済、臨床心理学概論、心理学統計法、心理学実験Ⅰ、学習・言語心理学、教育・学校心理学、障害者・障害児心理学、福祉心理学、司法・犯罪心理学、産業・組織心理学の単位を修得済又は同時履修し、かつ、神経・生理心理学、心理的アセスメント、健康・医療心理学、人体の構造と機能及び疾病、知覚・認知心理学、心理学的支援法、精神疾患とその治療、関係行政論とともに履修し、担当教員による履修登録前の事前審査で認められなければならない。
- 3 心理実習を履修するには、前年度までのGPAが2.0以上で、公認心理師国家試験受験資格取得に係るその他全ての指定科目を修得済で、担当教員による履修登録前の事前審査で認められなければならない。
- 4 心理演習、心理実習の履修者数は、1学年15名以内とする。
- 5 心理実習を履修しようとする者は、定められた期間内に、別に定める実習費を納入しなければならない。
- 6 事前指導において、担当教員が心理実習を行うことが不適切と判断した場合は、心理実習を中止することがある。
- 7 心理演習、心理実習は、特別の事情のない限り、再履修を認めない。

（内規の改廃）

第5条 この内規の改廃は、皇學館大学教務委員会の議を経て全学教授会が行う。

附 則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- この内規は、令和5年4月1日から施行する。
- 本内規第3条及び第4条の「臨床心理学概論」「学習・言語心理学」「発達心理学」について、令和4年度以前の入学生においては、それぞれ「臨床心理学概論Ⅰ」「学習・言語心理学Ⅰ」「発達心理学Ⅰ」に読み替える。

附 則

- この内規は、令和6年4月1日から施行する。
- 第4条第2項の規定にかかわらず、令和4年度以前の入学生における心理演習の履修条件となる「公認心理師の職責」については、同時履修を条件とする。

別表（第3条第1項関係） 指定科目

公認心理師法施行規則に 規定する科目	本学開設授業科目	必修 単位数	備 考
公認心理師の職責	公認心理師の職責	2	
心理学概論	心理学概論Ⅰ	2	
臨床心理学概論	臨床心理学概論	2	
心理学研究法	心理学研究法	2	
心理学統計法	心理学統計法	2	
心理学実験	心理学実験Ⅰ	2	
知覚・認知心理学	知覚・認知心理学	2	
学習・言語心理学	学習・言語心理学	2	
感情・人格心理学	感情・人格心理学	2	
神経・生理心理学	神経・生理心理学	2	
社会・集団・家族心理学	社会・集団・家族心理学	2	
発達心理学	発達心理学	2	
障害者・障害児心理学	障害者・障害児心理学	2	
心理的アセスメント	心理的アセスメント	2	
心理学的支援法	心理学的支援法	2	
健康・医療心理学	健康・医療心理学	2	
福祉心理学	福祉心理学	2	
教育・学校心理学	教育・学校心理学	2	
司法・犯罪心理学	司法・犯罪心理学	2	
産業・組織心理学	産業・組織心理学	2	
人体の構造と機能及び疾病	人体の構造と機能及び疾病	2	
精神疾患とその治療	精神疾患とその治療	2	
関係行政論	関係行政論	2	
心理演習	心理演習	2	
心理実習	心理実習	2	80時間以上

○現代日本社会学部 社会福祉士国家試験受験資格取得に関する履修内規

（目 的）

第1条 この内規は、現代日本社会学部現代日本社会学科（以下「本学科」という。）において、「社会福祉士国家試験受験資格」取得にかかる履修について、必要な事項を定める。

（社会福祉士国家試験受験資格）

第2条 社会福祉士国家試験の受験資格を得ようとする者は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第7条第1号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定した社会福祉に関する科目（以下「指定科目」という。）を修めて卒業しなければならない。

（指定科目の履修）

第3条 本学科において指定科目を修めるためには、別表に定める科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

2 前項に定める科目は、卒業に必要な単位に算入する。

（ソーシャルワーク実習等の履修条件）

第4条 指定科目のうち、ソーシャルワーク実習（以下「実習」という。）Ⅰ及び実習Ⅱについて履修の条件を設ける。ただし、編入学生、転入学生及び転学部生については、これを適用しない。

2 実習Ⅰを履修するには、前年度までのGPAが2.0以上で、社会福祉の原理と政策、ソーシャルワークの基盤と専門職、ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）、ソーシャルワークの理論と方法、ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅰ及びソーシャルワーク演習を修得済又は同時履修であること。

3 実習Ⅱを履修するには、前年度までのGPAが2.0以上で、前項で掲げた科目のほか、ソーシャルワーク実習指導（以下「実習指導」という。）Ⅰ及び実習Ⅰを修得済で、ソーシャルワーク演習（専門）Ⅰ及びソーシャルワーク演習（専門）Ⅱを同時履修であること。

4 病院等医療機関で実習Ⅱを行う場合は、前項のほか、保健医療と福祉を修得済又は同時履修でなければならない。

5 実習Ⅰと実習指導Ⅰ、及び実習Ⅱと実習指導Ⅱは同時履修でなければならない。

（実習及び実習指導の履修）

第5条 実習Ⅰ及び実習Ⅱを履修しようとする者は、定められた期間内に、別に定める実習費を納入しなければならない。

2 実習Ⅰにおいては60時間以上、実習Ⅱにおいては180時間以上の配属実習を行わなければならない。

3 実習指導において、正当な理由なく無断で欠席をした場合は実習及び実習指導を放棄したものとみなす。

4 本学科教員で実習を行うことが不適切と判断した場合は、実習の配属あるいは実習を中止することがある。

5 実習及び実習指導の追評価及び再評価は、原則として、認めない。

（内規の改廃）

第6条 この内規の改廃は、全学教授会が行う。

附 則

この内規は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1 この内規は、平成24年4月1日から施行する。

- 2 本内規第4条第2項の規定にかかわらず、平成23年度以前入学生は従前のとおりとする。

附 則

- 1 この内規は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 本内規第3条から第5条の規定にかかわらず、平成25年度以前入学生は従前のとおりとする。
- 3 社会福祉学部社会福祉士国家試験受験資格取得に関する履修内規（平成10年4月1日）は、廃止する。

附 則

この内規は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 本内規第3条、第4条及び第5条の規定にかかわらず、令和2年度以前の入学生については、従前のとおりとする。

別表（第3条関係）指定科目

指 定 科 目		時間数	本学開設授業科目	単位	備考
1	医学概論	30	医学概論	2	
2	心理学と心理的支援	30	心理学と心理的支援	2	
3	社会学と社会システム	30	社会学概論	2	
4	社会福祉の原理と政策	60	社会福祉の原理と政策	4	
5	社会福祉調査の基礎	30	社会福祉調査の基礎	2	
6	ソーシャルワークの基盤と専門職	30	ソーシャルワークの基盤と専門職	2	
7	ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)	30	ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)	2	
8	ソーシャルワークの理論と方法	60	ソーシャルワークの理論と方法	4	
9	ソーシャルワークの理論と方法(専門)	60	ソーシャルワークの理論と方法(専門) I	4	
10	地域福祉と包括的支援体制	60	地域福祉と包括的支援体制	4	
11	福祉サービスの組織と経営	30	福祉サービスの組織と経営	2	
12	社会保障	60	社会保障	4	
13	高齢者福祉	30	高齢者福祉	2	
14	障害者福祉	30	障害者福祉	2	
15	児童・家庭福祉	30	児童・家庭福祉	2	
16	貧困に対する支援	30	貧困に対する支援	2	
17	保健医療と福祉	30	保健医療と福祉	2	
18	権利擁護を支える法制度	30	権利擁護を支える法制度	2	
19	刑事司法と福祉	30	刑事司法と福祉	2	
20	ソーシャルワーク演習	30	ソーシャルワーク演習	1	
21	ソーシャルワーク演習（専門）	120	ソーシャルワーク演習（専門） I	2	
			ソーシャルワーク演習（専門） II	2	
22	ソーシャルワーク実習指導	90	ソーシャルワーク実習指導 I	1	
			ソーシャルワーク実習指導 II	2	
23	ソーシャルワーク実習	240	ソーシャルワーク実習 I	1 (60時間)	
			ソーシャルワーク実習 II	4 (180時間)	

○現代日本社会学部 精神保健福祉士国家試験 受験資格取得に関する履修内規

（目 的）

第1条 この内規は、現代日本社会学部現代日本社会学科（以下「本学科」という。）における「精神保健福祉士国家試験受験資格」取得にかかる履修について、必要な事項を定める。

（精神保健福祉士国家試験受験資格）

第2条 精神保健福祉士国家試験の受験資格を得ようとする者は、精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）第7条第1号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定した精神障害者の保健及び福祉に関する科目（以下「指定科目」という。）を修めて卒業しなければならない。

（指定科目の履修）

第3条 本学科において指定科目を修めるためには、別表に定める科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

2 前項に定める科目は、卒業に必要な単位に算入する。

（ソーシャルワーク演習等の履修条件）

第4条 ソーシャルワーク演習（専門）Ⅲを履修するには、精神医学と精神医療Ⅰ、精神医学と精神医療Ⅱ、現代の精神保健の課題と支援Ⅰ、現代の精神保健の課題と支援Ⅱ、ソーシャルワーク実習（以下「実習」という。）Ⅰ及び実習Ⅱを修得済又は同時履修でなければならない。

2 ソーシャルワーク演習（専門）Ⅳ及びソーシャルワーク演習（専門）Ⅴを履修するためには、ソーシャルワーク演習（専門）Ⅲを修得済でなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、履修希望者が10名を超えた場合は、学業成績及びその適性を考慮して選考する。

4 実習Ⅲ、ソーシャルワーク実習指導（以下「実習指導」という。）Ⅳ及び実習指導Ⅴは、同時履修でなければならない。

5 実習Ⅲを履修するには、前年度までのG P Aが2.0以上で、実習指導Ⅲ及びソーシャルワーク演習（専門）Ⅲを修得済で、ソーシャルワーク演習（専門）Ⅳ及びソーシャルワーク演習（専門）Ⅴを修得済又は同時履修でなければならない。

（実習の履修）

第5条 実習Ⅲを履修しようとする者は、定められた期間内に、別に定める実習費を納入しなければならない。

2 実習Ⅲにおいては、210時間の配属実習を行わなければならない。

3 前項に定める配属実習のうち、60時間については実習Ⅰ及び実習Ⅱの履修を以って読替えることとする。

4 実習Ⅲにおける事前指導において、正当な理由なく無断で欠席した者は、当該科目を放棄したものとみなし、配属実習は中止することとする。

5 本学科教員で実習を行うことが不適切と判断した場合は、実習の配属あるいは実習を中止することがある。

6 実習Ⅲの追評価及び再評価は、原則として、認めない。

（内規の改廃）

第6条 この内規の改廃は、全学教授会が行う。

附 則

この内規は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 本内規第3条、第4条及び第5条の規定にかかわらず、平成23年度以前入学生は従前のとおりとする。

附 則

- 1 この内規は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 本内規第4条第4項の規定にかかわらず、平成23年度以前入学生は従前のとおりとする。

附 則

- 1 この内規は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 本内規第3条から第5条の規定にかかわらず、平成25年度以前入学生は従前のとおりとする。
- 3 社会福祉学部精神保健福祉士国家試験受験資格取得に関する履修内規（平成17年4月1日）は、廃止する。

附 則

- 1 この内規は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 本内規第3条及び第4条の規定については、平成31年度入学者より適用する。

附 則

- 1 この内規は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 本内規第3条、第4条及び第5条の規定にかかわらず、令和2年度以前の入学生については、従前のとおりとする。

別表（第3条関係）指定科目

指 定 科 目		本学開設授業科目	単位	備考
1	医学概論	医学概論	2	
2	心理学と心理的支援	心理学と心理的支援	2	
3	社会学と社会システム	社会学概論	2	
4	社会福祉の原理と政策	社会福祉の原理と政策	4	
5	地域福祉と包括的支援体制	地域福祉と包括的支援体制	4	
6	社会保障	社会保障	4	
7	障害者福祉	障害者福祉	2	
8	権利擁護を支える法制度	権利擁護を支える法制度	2	
9	刑事司法と福祉	刑事司法と福祉	2	
10	社会福祉調査の基礎	社会福祉調査の基礎	2	
11	精神医学と精神医療	精神医学と精神医療Ⅰ	2	
		精神医学と精神医療Ⅱ	2	
12	現代の精神保健の課題と支援	現代の精神保健の課題と支援Ⅰ	2	
		現代の精神保健の課題と支援Ⅱ	2	
13	ソーシャルワークの基盤と専門職	ソーシャルワークの基盤と専門職	2	
14	精神保健福祉の原理	精神保健福祉の原理Ⅰ	2	
		精神保健福祉の原理Ⅱ	2	
15	ソーシャルワークの理論と方法	ソーシャルワークの理論と方法	4	
16	ソーシャルワークの理論と方法（専門）	ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅱ	2	
		ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅲ	2	
17	精神障害リハビリテーション論	精神障害リハビリテーション論	2	
18	精神保健福祉制度論	精神保健福祉制度論	2	

19	ソーシャルワーク演習	ソーシャルワーク演習	1	
20	ソーシャルワーク演習（専門）	ソーシャルワーク演習（専門）Ⅲ	1	
		ソーシャルワーク演習（専門）Ⅳ	1	
		ソーシャルワーク演習（専門）Ⅴ	1	
21	ソーシャルワーク実習指導	ソーシャルワーク実習指導Ⅲ	1	
		ソーシャルワーク実習指導Ⅳ	1	
		ソーシャルワーク実習指導Ⅴ	1	
22	ソーシャルワーク実習	ソーシャルワーク実習Ⅲ	4 (210時間)	